

(資料1)

京都市動物園におけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済の 取扱業務に係る機器調達・設置に関する公募型プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、京都市動物園（以下「本園」という。）において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済の取扱業務に係る機器調達・設置に当たり、必要となる業務を適切かつ確実に遂行することができる者のうち、京都市（以下「本市」という。）がプロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 名称

京都市動物園におけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済の取扱業務に係る機器調達・設置に関する業務

(2) 内容

京都市動物園の入園料の支払いについて、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「クレジットカード等」という。）による決済システムに必要な機器の調達・設置業務、集計システム構築業務及びインフラ設備整備業務。

(3) 契約金額

金27,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日までとします。

(5) 仕様

別紙「京都市動物園におけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済の取扱業務に係る機器調達・設置に関する業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(6) 選定方法

プロポーザル方式により総合的に評価し、決定します。本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、契約候補者を選定しない場合があります。

3 参加資格

(1) 次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。なお、当該業務の参加資格を有する者が契約締結日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

- オ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
 - カ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、本市の市民税及び固定資産税、本市の水道料金及び下水道使用料（京都市内に事業所がある場合）について未納のない者であること。
 - キ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
 - ク 役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「複合体事業者」という。）の参加も下記の要件を満たす場合に限り認めるものとします。
- ア 複合体事業者の中から代表となる法人（以下「代表者」という。）を定めること。また、本市への質疑や書類の提出等は、代表者が行うこと。
 - イ 複合体事業者の場合にあっては、代表者又は構成員が本公募の他の代表者又は応募者でないこと。
 - ウ 複合事業者を構成する、代表者以外の事業者においても、上記(1)ア～ケについて満たすこと。

4 参加申込について

(1) 交付書類

- ア （資料1）募集要項（本書）
- イ （資料2）仕様書
- ウ （資料3）評価基準及び評価点
- エ 京都市情報セキュリティ対策基準

(2) (1)エの交付について

- ア 交付期間：令和3年10月4日（月）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。
ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付方法

「誓約書」（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印したものと引き換えに後記「問合せ及び提出先」において交付する。事前に本市担当者に連絡のうえ、来庁すること。

(3) 参加申し込み

公募に参加しようとする者は、下記の書類を提出してください。なお、ア及びイは1部、その他の書類は6部を提出してください。

ア 参加申請書（様式2）

イ 会社概要

概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等を提出してください。

ウ 見積書（様式3）

本業務における受託額を記載し、提出すること。また、業務ごとの内訳書を添付すること。内訳書の形式は自由とする。

見積書に記載の金額が契約上限額を超える場合、プロポーザルの参加申出自体を無効とする。

エ 導入及び業務内容に関する提案書

各項目について、要点をまとめて簡潔に作成すること。

- (ア) 券売機の仕様
- (イ) 窓口機の仕様
- (ウ) 事務所機の仕様
- (エ) 決済方法及び取扱ブランドの種類
- (オ) 導入までのスケジュール
- (カ) 情報セキュリティ及び個人情報保護の取扱い
- (キ) 導入時及び導入後のサポート及び保守管理体制（対応マニュアルの有無，入力ミス発生時の対応，障害発生時の対応等）
- (ク) 取扱手数料以外の経費負担及びその内訳（手数料以外に必要な経費がある場合のみ）
- (ケ) 契約後の決済端末他，周辺機器等の追加に係る費用負担
- (コ) 自動券売機，窓口機及び事務所機の導入以後5年間の保守経費見積額（定期点検年2回実施のこと。365日対応（9：00～17：00）であること。部品代込みであること。）

オ その他提出書類

- (ア) コンプライアンス体制に係る書類（自由様式）
 - a 法令遵守に対する考え方が記載された書類
 - b 個人情報に対する考え方が記載された書類※プライバシーマークなどを取得している場合は許諾書等の写し
- (イ) 契約書案（本市用）

(4) 提出書類の記載方法

- ア 提出書類は，原則A4版，縦型，横書き，左綴じで作成すること。
- イ 文字の大きさは原則として10.5～12ポイントとし，書体は任意とする。
- ウ 文字を補完するためのイラスト，イメージ図等を使用し，別紙としてもかまわない。ただし，提案項目との関連が分かるように綴ること。

5 提出方法

持参又は郵送により，以下へ提出してください。郵送の場合は，簡易書留に限ります。また，持参の場合は事前に本市担当者に連絡のうえ来庁してください。

提出先

〒606-8333 京都府京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内 京都市動物園総務課 キャッシュレス決済担当
--

6 提出期限

- 参加申込書 令和3年10月4日（月）必着
- その他書類 令和3年10月22日（金）必着
- ※持参の場合は，各日午前9時から午後5時までとします。
- ※提出期限を過ぎた場合は，いかなる理由であっても受け付けません。

7 質問及び回答

- (1) 質問ができる者
参加申請書（様式2）を提出した者に限る
- (2) 受付方法

質問書（様式4）を作成のうえ、電子メールにより「11 問合せ及び提出先」へ提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。

(3) 受付期限

令和3年10月4日（月）必着

※ 受付期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。

(4) 回答方法

質問受付期間にあった全ての質問と回答について、京都市動物園ホームページ（<http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>）で随時公表するとともに、同内容を電子メールにより各質問者に回答する。

8 面接

場 所：京都市動物園 大会議室

面接日：令和3年10月27日（水）の指定する時間

内 容：提案内容の説明（10分以内）、質疑応答（約20分）。

提案者の希望があれば、プロジェクター及びスクリーン（電源を含む。）は動物園で用意するが、それ以外に必要となるパソコン等は提案者が用意すること。

採点者：計4名

文化市民局 文化芸術企画課長

文化市民局 動物園 副園長

文化市民局 動物園 総務課長

文化市民局 動物園 庶務係長

9 選定方法、結果の通知及び機器の導入時期

(1) 選定方法

提案内容採点表のとおり選定し、最も高い提案者を受託候補者として決定する。

価格点以外の評価点については、採点者の平均点を採用する。

評価点については、項目ごとに小数点第2位以下を四捨五入し、評価点は60点以上であることを選定の条件とする。なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行うものとする。

(2) 結果の通知

令和3年11月上旬ごろに選定結果を通知する。

契約の相手方を選定した後に、参加した事業者の名称及び評価点を京都市情報館及び京都市動物園HPで公表する。

(3) 機器の導入時期

令和4年2月末を予定。

10 その他

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。

なお、次年度以降も年度ごとに運用保守等に関する契約を締結する想定をしているが、確約するものではない。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、システムの運用保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、システムの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 委託料の支払

全業務完了後、受託者の請求により、支払を行う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 契約不適合責任

ア 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、受託者に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受託者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 本市は、契約不適合により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

エ 受託者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡しを受けた時点において受託者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

オ アからイまでの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

住所

〒606-8333

京都府京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内

京都市動物園総務課 キャッシュレス決済担当

電話番号：075-771-0210

F A X：075-752-1974

メー ル：doubutsuen-soumu@city.kyoto.lg.jp